

# 「和宮下向の文書を読む（１）」解説

## 1 西角井家文書について

- ・総点数 11,181 点（文書 9,217 点、典籍 1,053 点、諸国朱印状 1,048 点）
- ・武州一宮氷川神社の社家文書群。①武州一宮氷川神社の宗教活動、②氷川神社の村方支配、③西角井家の家文書群、④明治初年に西角井家が取得した切断された諸国寺社朱印状、に大きく分けられる。さいたま市指定文化財。

## 2 将軍家茂および正室について

将軍：徳川家茂

弘化 3 年（1846）に紀州藩主徳川斉順〔なりゆき〕の長子として誕生。同 4 年に叔父で藩主徳川斉疆〔なりかつ〕の養子となり、嘉永 2 年（1849）に藩主となる。安政 5 年（1858）に将軍徳川家定の継嗣となり江戸城に移る。同年に江戸幕府 14 代将軍に就任。慶応 2 年（1866）に死去。増上寺に埋葬。

正室：和宮親子内親王〔かずのみやちかこないしんのう〕

弘化 3 年（1846）に仁孝天皇の第 8 皇女、孝明天皇の妹宮として誕生。嘉永 4 年（1851）に有栖川宮熾仁〔たるひと〕親王と婚約する。日米修好通商条約の勅許問題や将軍継嗣問題で悪化した朝幕関係修復のため、幕府より和宮の将軍家茂への降嫁が求められた。文久元年（1861）に親子の名を賜り、翌年に縁組。慶応 2 年（1866）に家茂死去後は静寛院〔せいかんいん〕と称した。明治 10 年（1877）に死去。慶応 4 年（1868）から明治 6 年（1873）までの「静寛院宮日記」が残されている。

## 3 将軍・将軍世子に嫁ぐため、中山道を下向した姫宮・姫君

江戸時代、将軍御台所（正室）は家光以降、代々京都の宮家や公家の娘を迎えることが慣例となり、14 人の姫宮・姫君が江戸へ向かった。そのうち、和宮を含め半数に近い 6 名が中山道を通行している。

### ○中山道を通行した姫宮・姫君

和暦	西暦	月	日	姫宮・姫君	嫁した将軍
享保16	1731	5	5	伏見宮邦永親王王女比宮(なみのみや)	9代家重
寛延2	1749	3	17	閑院宮直仁親王王女五十宮(いそのみや)	10代家治
文化1	1804	9	18	有栖川宮熾仁親王王女楽宮(さざのみや)	12代家慶
天保2	1831	9	11	鷹司政熙女有姫君(ゆうひめぎみ)	13代家定
嘉永2	1849	9	晦	一条忠良女寿明君(すめぎみ)	13代家定
文久1	1861	11	11	仁孝天皇皇女和宮親子内親王(ちかこないしんのう)	14代家茂

※日付は本庄宿通過・宿泊

→和宮は文久元年 10 月 20 日に京都を出発し、11 月 11 日に本庄宿、12 日に熊谷宿、13 日に桶川宿、14 日に板橋宿で宿泊をした。15 日に江戸城北の丸清水邸に入った。

12月11日に江戸城本丸に入興し、翌年2月11日に家茂との婚儀が行われた。

・和宮の中山道通行にあたり、代官竹垣三右衛門が宿場役人に通達するとともに準備を命じた。宿場では屋敷普請の拝借金を願ったり、他借の調達金を工面したりして修復を行い、間に合わすことができた。しかし、宿場は財政的に困窮した。

#### 4 古文書の内容要約

資料「御請一札之事」(西角井家文書 No.2723)

和宮様の御下向につき、当社内は非常時には避難場所になるため、御用が多くなり、村役人も手が回らず差し支えてしまつては御用を果たせなくなる。これにより、当分の間、私ども組頭役を仰せつかり、御用を通達するよう仰せつけられ、恐れながら承知した(請け負つた)。そのようであるからには、御用や村用を大切に勤め、村役人ともども精々差し支えないよう行ふ。これにより、御請一札を差し上げる。文久元年10月。

→氷川神社社地が和宮御立退場所になつたことで、神領上落合村の組頭役(村役人)が差し支えなく御用及び村用をつとめることを地頭役人に伝えた文書。